

三者連携！

相続登記等相談会



おまかせ!!

しほたん ©東京司法書士会

法務局

司法書士会

土地家屋
調査士会



エコソウ&トッチ ©東京土地家屋調査士会

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行いましょ。

東京法務局、東京司法書士会、東京土地家屋調査士会では、三者が連携して、相続登記や空き家対策等に関する支援をする三者連携無料相談会を行っています。なお、申請書等の作成・チェックは行いませんのであらかじめご了承ください。

本局会場（司法書士・土地家屋調査士による相談）

【場所】
九段第2合同庁舎（東京都千代田区九段南一丁目1番15号）

【日時】
令和8年 4月15日(水)、5月20日(水)、7月15日(水)、
令和8年 8月19日(水)、9月16日(水) の午後1時～4時

◎ 6月及び10月は、〔一斉「相続・遺言」説明会&相談会〕にて無料相談を受けることができます。こちらは、予約制となります。詳細は、順次、当局ホームページ等でお知らせします。

港会場（司法書士・土地家屋調査士による相談）

【場所】東京法務局港出張所2階
（東京都港区東麻布二丁目11番11号）

【日時】
祝日を除く
・司法書士による相談
毎週水曜日 午後1時～4時

・土地家屋調査士による相談
第3水曜日 午後1時～午後4時



不動産登記簿管理イメージキャラクター「トウキョウ」

城北会場（司法書士による相談）

※1日6組まで

【場所】東京法務局城北出張所4階会議室
（東京都葛飾区小菅4丁目20番24号）

【日時】
祝日を除く
毎月（6月、10月及び2月を除く）第1、第3水曜日
午後1時から午後4時まで

◎ 6月、10月及び2月は、〔一斉「相続・遺言」説明会&相談会〕にて無料相談を受けることができます。こちらは、予約制となります。詳細は、順次、当局ホームページ等でお知らせします。

各会場共通

○予約不要。受付状況により受付を終了させていただきますので、御注意ください。
○相談時間は、1回20分以内です。
○各会場の詳細は、当局ホームページを御確認ください。



墨田会場（司法書士・土地家屋調査士による相談）

【場所】東京法務局墨田出張所1階
（東京都墨田区菊川一丁目17番13号）

【日時】
祝日を除く
・司法書士による相談
毎週月曜日～金曜日 午後2時～午後4時

・土地家屋調査士による相談
令和8年 6月12日(金)、10月16日(金)、
令和9年 2月10日(水) の午後1時～午後4時

豊島会場（司法書士による相談）

※1日4組まで

【場所】東京法務局豊島出張所4階会議室
（東京都豊島区池袋4丁目30番20号）

【日時】
祝日を除く
毎月（6月、10月及び2月を除く）第1、第3、第5水曜日
午後1時から午後3時まで

◎ 6月、10月及び2月は、〔一斉「相続・遺言」説明会&相談会〕にて無料相談を受けることができます。こちらは、予約制となります。詳細は、順次、当局ホームページ等でお知らせします。

府中会場（司法書士・土地家屋調査士による相談）

【場所】東京法務局府中支局3階
（東京都府中市新町二丁目44番地）

【日時】
祝日を除く
・司法書士による相談
毎月（6月、10月及び2月を除く）第1、第3水曜日
午前9時～午後4時

・土地家屋調査士による相談
毎月（6月、10月及び2月を除く）第3水曜日
午後1時～4時

◎ 6月、10月及び2月は、〔一斉「相続・遺言」説明会&相談会〕にて無料相談を受けることができます。こちらは、予約制となります。詳細は、順次、当局ホームページ等でお知らせします。

【問合せ】東京法務局民事行政調査官室
☎03-5213-1319
（午前9時から午後5時まで）

三者連携相続登記支援室

R8年3月版

相談例

様々な疑問や不安に専門家の視点からお答えします！

『司法書士』に相談できること



しほたん ©東京司法書士会

- ・そもそも「相続人」って誰になるの？
相続人が決まらないと、登記はできないの？
- ・土地や建物の登記を確認したら、何十年も前に亡くなった祖父の名義になっていたけれど、このままでいいの？
- ・「法定相続情報一覧図」って何？
「遺産分割協議書」って、必ず作らなければならないの？
- ・「自筆証書遺言書保管制度」って、どんな手続をするの？



エコゾク&トッチ ©東京土地家屋調査士会

『土地家屋調査士』に相談できること

- ・建物があるのに、登記されていないけれど大丈夫？
- ・取り壊した建物の登記が残っているけれど、このままでいいの？
- ・兄弟姉妹で共有している土地を、相続に備えて分割することってできるの？
- ・相続した土地の境界がはっきりしないけれど、どうしたらいいの？